

国民健康保険料の軽減制度のお知らせ

“倒産・解雇などによる離職”（特定受給資格者）や

“雇い止めなどによる離職”（特定理由離職者）をされた方へ

国民健康保険料が軽減されます

離職の翌日から翌年度末までの期間において、

(1) 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職者）

(2) 雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）

として失業等給付を受ける65歳未満の方が対象となります。

対象者は？

※申請にあたっては、ハローワークで発行される雇用保険受給資格者証が必要になります。

雇用保険受給資格者証

1 支給番号		2 氏 名				
3 被 保 険 者 番 号		4 性別	5 離職日年齢	6 生年月日	7 求職番号	
8 住所又は居所						
9 支払方法(金融機関コード・記号(口座)番号)						
10 資格取得年月日	11 離職年月日	12 離職理由 〇〇				
13 60歳到達時賃金日額		14 離職時賃金日額				

※失業等給付を受給するには、退職した日以前の1年間に通算して6ヶ月以上の雇用保険加入期間があること等の条件があります。
詳しくはハローワークへお問い合わせ下さい。

離職理由コード

- ・ 11, 12, 21,
22, 31, 32,
・ 23, 33, 34,

上記コード番号の方が、
保険料の軽減該当者です。

軽減額は？

国民健康保険料は、前年の所得により算定されます。

軽減は、前年の給与所得を30/100とみなして行います。

軽減期間は？

離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

※軽減を受けるには国保加入手続きとは別に雇用保険受給資格者証をお持ちいただき申請が必要です。

(仮作成、手書き等不可、完成した書式でのみ受付可能となります)

制度の詳しい説明は、下記までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

船橋市役所 国保年金課 保険料係
電話047(436)2395